

Part2.

総合評価落札方式の 実施手順

1. 透明性の高い手続と公正な評価

入札・契約方式

総合評価落札方式は、すでに述べてきたように、技術面での競争を促し、民間の技術革新の促進を目的としたものですが、もうひとつの忘れてならない重要な側面は、透明性の高い手続と公正な評価をもとに実施される入札・契約方式であるということです。

入札公告の段階で、評価項目と評価指標をあらかじめ定めて技術提案を募集し、評価値という客観的な指標で、企業を選定します。この間のさまざまな手続の中にも、応札した企業への説明が義務づけられています。

また、適切な施工を監督し、履行責任を求めることも定められています。

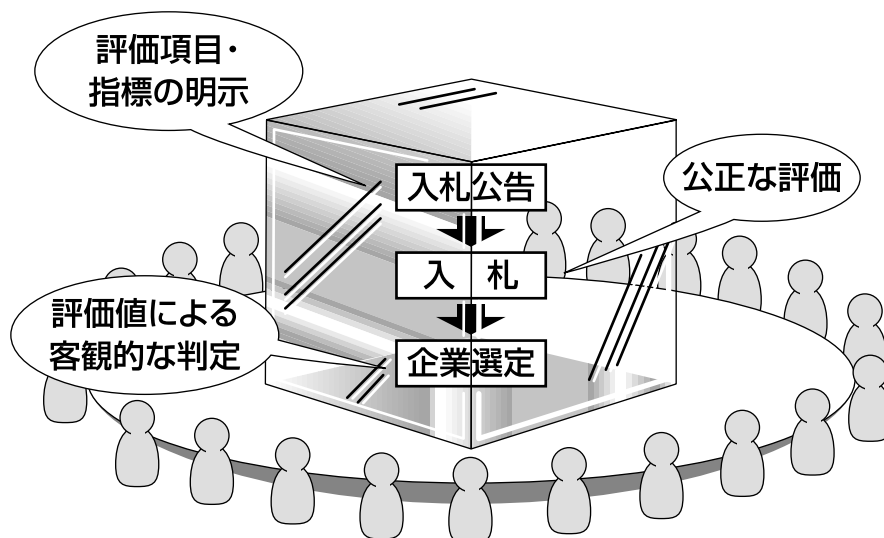
発注者責任を果たすために

近年、税金の使途への不満、政治や行政に対する不信、さらに環境に対する関心の高まりなど、公共工事に対する国民の目は厳しさを増してきています。

総合評価落札方式は、こうした公共工事に対する国民の不信や不満を払拭する上で重要な役割を果たすものと期待されています。

国民の代理人として、低廉な価格で良質の工事を発注し、万人に納得される公正で透明な選定をする責務を負った発注担当者にとっては、発注者責任を果たす上でも、さまざまな公共工事に早急に採用されることが望まれるところです。

公正・透明な評価と手続き のための3つのポイント



『万人が納得する公正で透明な選定!』

2. 総合評価落札方式の全体的な流れ

公正さと公明性の確保

総合評価落札方式は、価格のみの競争による自動落札方式と異なり、価格のほかに工事全体の質を高めるメリットを追求します。

どんなメリットを選択するか、そのメリットをどう評価するかといった落札者決定に至るプロセスの背景には、国民(納税者)の代表としての発注者の意志が反映されることとなります。

従って、何よりも納得されやすい客観的な指標に基づく公正で公明な運用が求められます。

また、周辺住民や利用者はもとより入札参加者に評価項目の選定や技術提案の最終判定の基準などに関して、的確に説明することが求められます。

評価項目の選定から落札者の決定、工事完成まで

工事を実施するにあたっては、まず、評価項目を選定し、評価方法を設定します。

次に入札公告にその内容を明記し、技術提案を求めます。

入札企業から提案された内容を審査し、実績その他から提案内容の実現性、有効性を確認した上で、内容を評価して得点等に反映させ、価格とメリットを総合的に勘案して、最も優れた提案を行ったものが落札者となります。

総合評価落札方式は、入札・契約方式ですから、契約内容の履行と検証、そして契約内容が不履行であった場合のペナルティも設定しておく必要があります。

COLUMN

総合評価落札方式の採用から実施、評価の流れ

総合評価落札方式の適用を決定★

- 評価項目の選定
 - ・適用工事の条件を把握。
 - ・条件に応じた評価項目の候補を選定。
- 評価基準の設定
 - ・評価指標と得点換算方法の選定。
 - ・評価の重みづけ。
 - ・検証方法とペナルティの設定。

周辺住民から総合評価落札方式を採用した理由の説明を求められることがあります。

評価方法の決定★

- 技術提案募集の決定
 - ・公告等の内容決定。

総合評価の基準、最低限満たすべき要求・要件などの評価方法については、あらかじめ入札公告や入札説明書に明記する必要があります。

公告等の実施

- 技術提案審査の実施
 - ・技術提案の内容の確認。

技術提案審査の実施

- 技術提案の評価
 - ・入札提案の評価。

落札者の決定★

- 提案内容の履行確認
 - ・検証の実施。
 - ・履行検証とペナルティ。

結果の公表後、非落札者から、その理由の説明を求められた場合には、きちんとした対応と説明が必要です。

工事の評価

※ 地方自治体において実施する場合は、図中の3つの★の段階で、学識経験者2名以上から意見を聞くことが規定されています。詳しくは、「地方自治法施行令 第167条の10の2」他で規定される手続きを参照して下さい。

3. 具体的な実施手順

1 評価項目の設定

何を評価するか

総合評価落札方式では、最低価格でなくても評価項目で高い得点を得て、評価値が最も高いものが落札者となります。従って、評価項目として何を設定するかが非常に重要です。

当該工事の種類、場所、特殊条件などを勘案し、色々と想定できる評価項目の中で、当該工事を実施するにあたりその影響を受ける周辺住民や整備されるインフラの利用者、ひいては納税者にとって、価格以外の要素でメリットのある項目を設定しなければなりません。

COLUMN

ここがポイント・評価項目

●評価項目の数

- ・設定する評価項目の数についての規定はありません。
- ・標準的な案をベースに、工事の効果を高め、工事の影響をより小さくすることが可能かを検討し、技術提案を求め評価項目を設定してください。

●評価の重み付け

- ・複数の評価項目を設定する際には、各評価項目間の重み付け(設定する項目間の配分)が必要です。

<参考例>

効果を発揮する期間……………工事期間の一部 < 供用期間全般

提案の対象……………工事目的物本体 > 仮設物

地元や社会のニーズの大きさ……………生活環境保全と生態系保全

生活環境の方が「大」(大都市中心部)

生態系の方が「大」(希少種生息地)

2 評価基準の設定

評価指標の設定

評価項目を評価する際のモノサシが評価指標です。

評価指標は定量的評価指標と定性的評価指標があります(p.10のコラム参照)。

また、ひとつの評価項目に対して評価指標はひとつとは限りませんから、工事の特性に応じて、よりの確に把握できるものを選定することが重要です。

「騒音(工事中)」に関して用いられる指標

- **騒音値**：工事期間中の最大騒音値→山間部でやむを得ず鳥類繁殖期に施工。
- **継続日数**：騒音を伴う工事の工期→住宅地が近接した都市周辺部での夜間工事。
- **騒音対策**：低騒音型機械の導入など→学校などが近接した場所での昼間工事。

評価方式の設定

評価方式とは、算定された評価指標を「得点」や「その他コスト」に換算する方式です。換算にあたっては、評価指標の最低限度や最高限度の範囲を定めておく必要があります。

定量的な評価指標を用いた評価方法の範囲と換算方式の設定例

- **評価指標**：騒音値(工事期間中の騒音の最大値)を指標とする。
- **評価範囲**：工事期間中の最大値75dBを性能等の下限(標準案で達成できる範囲)とし、65dBを上限(これ以上の低減は期待できない状態)として、10dB低減までを評価。
- **換算方法**：
 - ①標準案(75dB)を満足する積算工事価格を求める。
 - ②騒音値を65dBに低減するために必要な防護策の改良に必要な工事費用を仮想積算し、10dB改善に要する費用増加分を予定価格と比較(増加5%)。
 - ③工事騒音10dBを低減した場合、加算点5点を設定。
 - ④1dBの改善につき0.5点を付与する。

ペナルティ

入札時の提案内容が万一履行されない場合を想定し、契約時にその内容と水準を明確に提示したペナルティ事項を決めておく必要があります。

ただし、積極的な技術提案意欲がそがれるような過度の重責とならないように配慮することも忘れてならないことです。

3 技術提案の審査と評価

技術提案の募集

入札公告にあたっては、当該工事が総合評価落札方式であることを明記し、性能等に関して求められる要求要件や評価基準を明示しなければなりません。

また、当該工事が、設計や施工方法に対する技術提案を求めるものであることも明示し、積極的な技術提案の促進を図るようにしてください。

COLUMN

ここがポイント・入札公告

入札公告等で提示すべき総合評価に関する事項

●入札公告または技術資料収集に係る事項

- ①当該工事が総合評価落札方式であること。
- ②技術提案書を提出すること。V E 提案ではなく、標準案で施工しようとする場合には、標準案による施工計画を提出すること。
- ③V E 提案の採否については、競争参加資格の確認通知に合わせて通知すること。
- ④資料作成説明会を実施すること(資料作成説明会を実施する場合)。
- ⑤資料ヒアリングを実施すること(資料ヒアリングを実施する場合)。
- ⑥技術提案で求める性能、機能、技術等の要求要件、および評価基準。
- ⑦総合評価の方法と落札者決定の方法。

●入札資料または技術資料作成の要領

- ①上記内容の詳細。
- ②V E 提案が競争参加資格に反映されること。審査にあたっては、施工の確実性、安全性、費用等について評価すること。
- ③前項③の事項。V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付すること。V E 提案と標準案の双方を提出した建設業者は、V E 提案が適正と認められなかった場合、その理由の説明を求め、苦情の申立てを行うことができるものとする。
- ④V E 提案が、その後の工事で一般的に普及した場合は、無償で使用できるものとする。ただし、特許を有する提案についてはこの限りではないこと。
- ⑤V E 提案が適正と認められたとしても、設計図書において施工方法を指定しない部分の工事に関する責任が軽減されるものではないこと。
- ⑥性能等に関わる提案が履行できず、再度施工が困難である場合、また再度の施工が合理的でない場合は契約金額の減額、損害賠償を行うこと。

技術提案の審査

総合評価落札方式は入札時V E方式の一類型ですから、提案されたものの審査にあたっては、入札時V Eに準じて実現性、有効性を確認することが必要です。技術提案に伴う新しい技術についての適用実績や効果の検証方法等について資料提出が必要であることや、必要に応じてヒアリング等によってその内容確認をすることを入札公告等の段階で明記してください。

4 履行検証

履行検証の目的

契約内容通りのものが竣工するというのは、どのような工事においても最低限守られなければならないことですが、こと総合評価落札方式では、標準的な方法と異なる工事方法や技術を用いて工事のハードとソフト面の質の向上を目指すものですから、契約通りに工事が履行されたのかどうかの質の検証は非常に重要です。

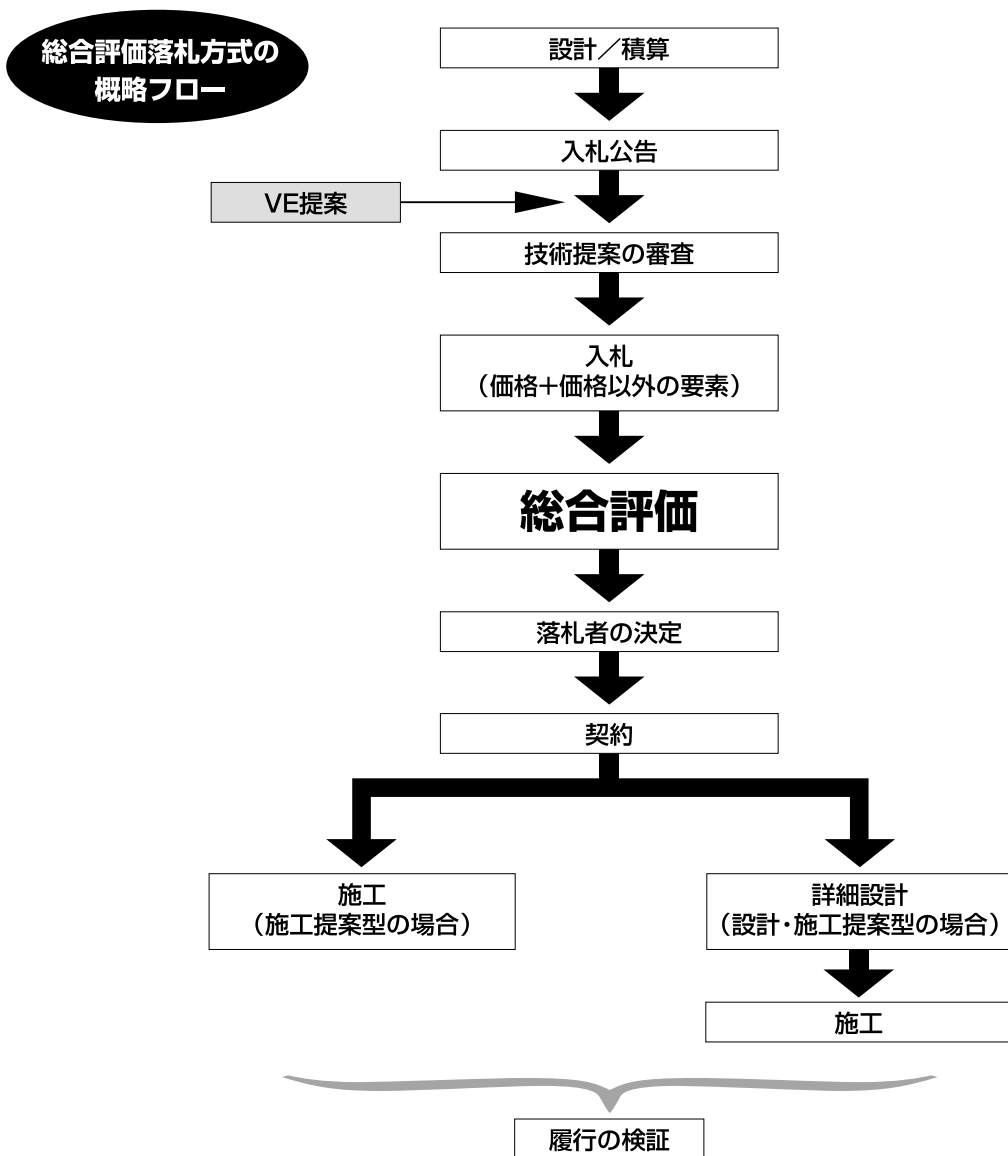
また、公正さを維持する上でも欠かせないものです。

履行検証の内容

当該工事が関係法令を遵守して行われたかどうかの検証は言うまでもないことですが、総合評価落札方式では、契約に盛り込まれた性能等の向上の成果がきちんと達成されているかどうかの検証を行わなければなりません。

また、契約された内容の中には、周辺住民や利用者に対する工事途中での影響の低減といったことが含まれる場合があります。このような場合、契約内容が履行されたかどうかの検証は、完了検査の段階では、確認が困難ですから、適切な時点、期間を設定して、履行検証することが必要です。

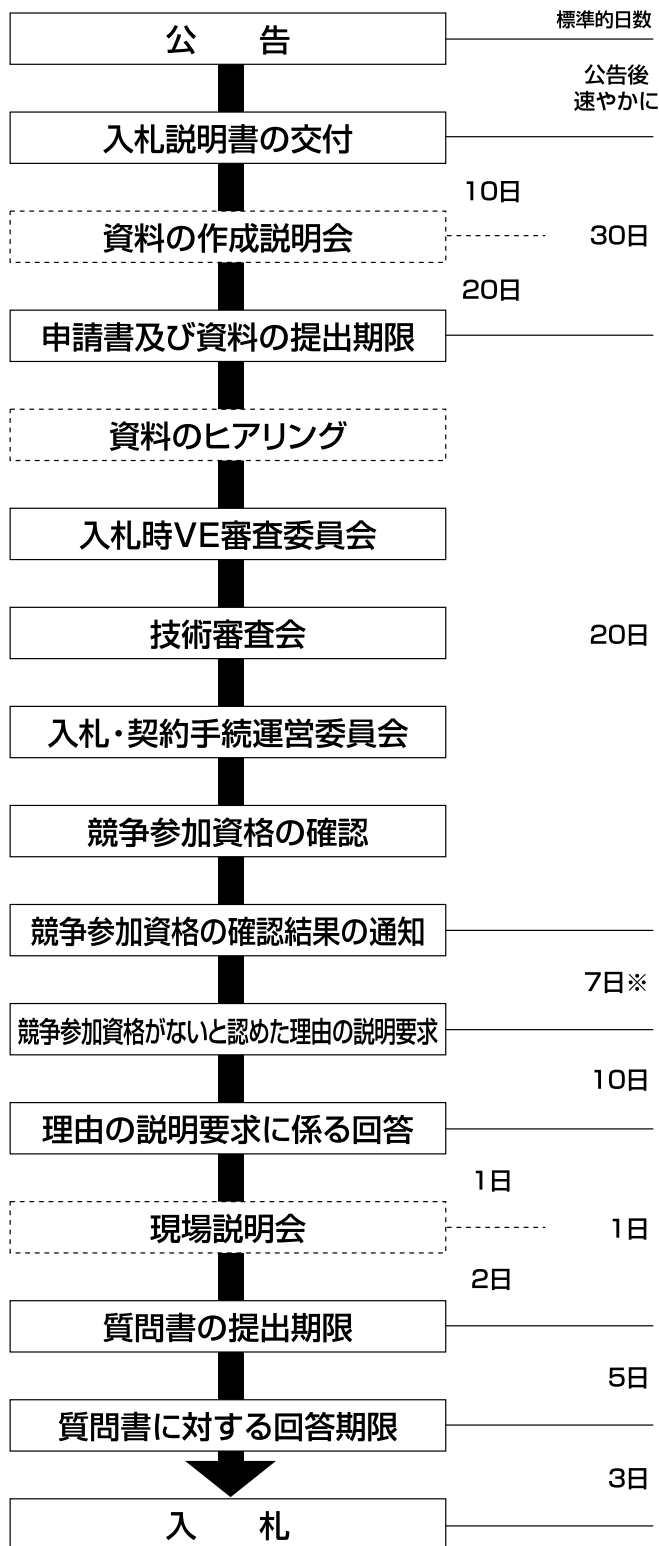
契約内容が履行されていない場合にはペナルティを課すこととなりますので、検査の方法等について、受注した企業等と疑義が生じないようにしておくことが重要です。



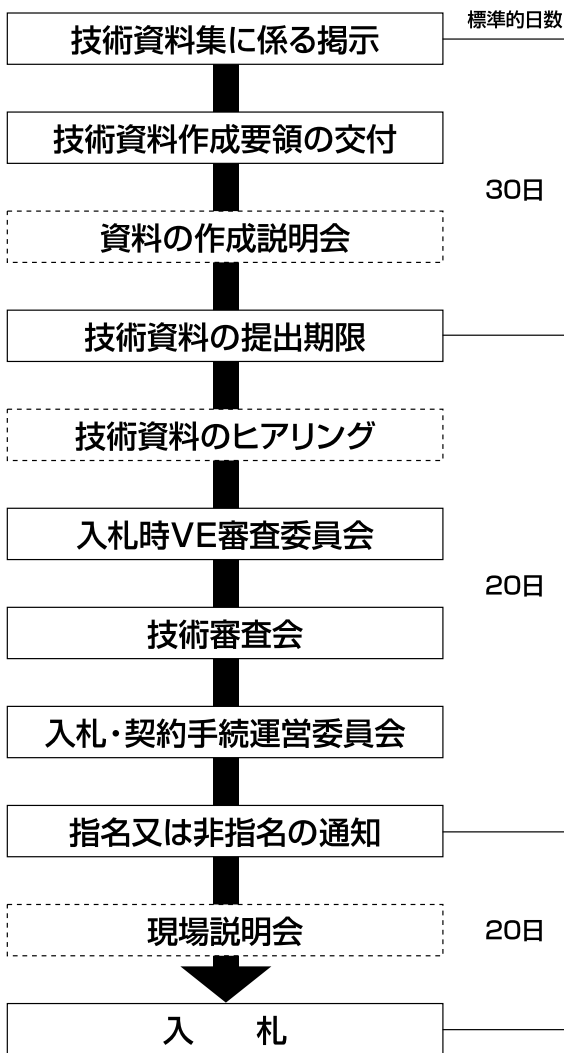
参 考

国土交通省における
総合評価落札方式の標準手続きフロー

<一般競争入札方式の場合>



<公募型競争入札方式の場合>



※土曜日、日曜日、祝日等を含まない。

総合評価落札方式に関するもっと詳しい内容は…

「公共工事における総合評価落札方式の手引き・事例集(改訂第2集案)」を、ご参照ください。

(下記相談窓口、または <http://www.nilim.go.jp/lab/peg/index.htm> にて入手できます)

総合評価落札方式全般についての相談窓口

国土交通省 大臣官房技術調査課 工事入札契約担当 課長補佐
☎ 03-5253-8111 (内線 22334)

国土交通省 国土技術政策総合研究所
総合技術政策研究センター 建設マネジメント技術研究室室長
または工事入札契約関係担当主任研究官
☎ 0298-64-2211 (内線 3771 または 3775)

各地域の相談窓口

国土交通省 北海道開発局 事業振興部 工事管理課 工事評価管理官
☎ 011-709-2311 (内線 5484)

国土交通省 東北地方整備局 企画部 技術開発調整官
☎ 022-225-2171 (内線 3120)

国土交通省 関東地方整備局 企画部 技術開発調整官
☎ 048-601-3151 (内線 3120)

国土交通省 北陸地方整備局 企画部 技術開発調整官
☎ 025-266-1171 (内線 3120)

国土交通省 中部地方整備局 企画部 技術開発調整官
☎ 052-953-8131 (内線 3120)

国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術開発調整官
☎ 06-6942-1141 (内線 3120)

国土交通省 中国地方整備局 企画部 技術開発調整官
☎ 082-221-9231 (内線 3120)

国土交通省 四国地方整備局 企画部 技術開発調整官
☎ 087-851-8061 (内線 3120)

国土交通省 九州地方整備局 企画部 技術開発調整官
☎ 092-471-6331 (内線 3120)

沖縄総合事務局発注工事に関するご相談窓口

内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 技術管理官
☎ 098-866-0031 (内線 3115)